

令和5年度 上尾市内部統制結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定を踏まえ、「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」（令和3年8月策定）に基づき、令和5年度の上尾市における内部統制を試行的に実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 試行運用に関する全庁的な取組について

令和5年	4月	1日	内部統制試行運用対象所属によるリスク評価シートの確認・調整及び取組の実施開始
〃	8月	7日	庁議（令和4年度上尾市内部統制結果報告書の報告）
〃	8月	10日	「コンプライアンス研修（課長級以上職員向け）」開催
〃	8月	23日	全議員説明会（令和4年度上尾市内部統制結果報告書の報告） 報告後、市ホームページによる取組結果の公表
〃	8月	24日	} 「契約事務・出納事務に係る実務研修会」開催
〃		31日	
〃	9月		内部統制試行運用対象所属による上半期の自己評価の実施
〃	10月	31日	} 第4回～第8回内部統制庁内検討会議（試行運用の見直し）
〃	～	1月	
〃	12月	26日	} 「コンプライアンス研修（eラーニング）」実施
〃	～	2月	
令和6年	3月		内部統制試行運用対象所属による下半期の自己評価の実施及び推進部局に対するリスク評価シートの提出
〃	4月	1日	「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」改訂
〃	5月	2日	} 「内部統制試行運用に係る職員説明会」実施
〃	5月	7日	
〃	5月	8日	内部統制試行運用対象所属によるリスク評価シートの確認・調整及び取組の実施開始
〃	5月	15日	第1回内部統制庁内検討会議
〃	5月	16日	} 推進部局による評価の実施
〃	～	7月	
〃	5月	29日	第2回内部統制庁内検討会議
〃	6月	11日	運用上の不備に関するヒアリングの実施（出納事務）
〃	6月	17日	第3回内部統制庁内検討会議
〃	7月	8日	推進部局による評価を付したリスク評価シートの返送
〃	7月	31日	「コンプライアンス研修（課長級以上職員向け）」開催
〃	8月	5日	庁議（令和5年度上尾市内部統制結果報告書の報告）
〃	8月	22日	令和6年9月定例会開会前全議員説明会（令和5年度上尾市内部統制結果報告書の報告） 報告後、市ホームページによる結果報告の公表

2 各所属における事務レベルの内部統制について

(1) 評価手続

評価対象期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、評価基準日を令和6年3月31日として、契約及び出納に関する事務についての内部統制の評価を実施した。

(2) 評価結果

令和5年度における各所属のリスク評価シートに基づく取組について評価を実施した結果、次のとおり運用上の不備が2件あったが、そのうち重大な不備に該当するものはなかった。

よって、令和5年度における本市の事務レベルの内部統制は、有効に整備及び運用されていると判断した。

<整備上の不備の一覧>

「整備上の不備」とは、結果として不適切な事項が発生していないものの不適切な事項を生じさせる蓋然性が高いものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	339件	0件	0件

<運用上の不備の一覧>

「運用上の不備」とは、整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	337件	2件	0件

- ※ 内部統制の不備の概要については、別紙のとおり。
- ※ 判明したこれらの不備については、推進部局及び制度所管所属が対象所属に対しヒアリングを実施し、再発防止に取り組んでいることを確認している。

3 今後に向けた取組

令和5年度における本市の内部統制については、有効に整備及び運用されていると判断した。

今年度は対象事務・対象所属の見直し等を行い内部統制の取組を実施している。令和7年度からは、これまでの試行運用の取組を通じて得られた結果を生かし、内部統制を市全体の取組として本格実施を開始するものとする。

令和5年度における内部統制の不備の概要

○ 出納事務

(1) 健康福祉部生活支援課（収納事務に関する運用上の不備）

概要	<p>生活保護受給者であった者2名に対する生活保護費返還のための納付書を送付する際、誤って一方に他方の納付書も含めて発送してしまった。</p> <p>なお、令和5年5月23日にインシデントとして報告している。</p>
原因	<p>経理担当者と地区担当者とでダブルチェックを行ったが、地区担当者が封入する際の確認を怠り、最終的に納付書を入れ違えてしまった。</p>
ヒアリング結果	<p>過去にも同様の事例がありダブルチェックの徹底を図っていたところであった。このため再発防止策を見直し、ダブルチェックに加え、納付書送付の決裁時に、封筒と納付書をクリアファイルに入れたものを回すことで、決裁ラインにおけるチェック体制を強化した。</p>

(2) 健康福祉部生活支援課（支出手続に関する運用上の不備）

概要	<p>生活保護受給者1名の令和6年1月から3月分の生活保護費の支給漏れがあった。</p> <p>なお、令和6年3月19日にインシデントとして報告している。</p>
原因	<p>生活保護費の支給は、毎月支給決定の処理を実施する必要があるが、地区担当者が当該処理を失念し、経理担当者と地区担当者とで行ったダブルチェックにおいても、当該処理がなされていなかったことが明らかにならず、結果的に支給漏れが発生した。</p>
ヒアリング結果	<p>令和6年3月からシステムが変更となり、必ずしも毎月支給決定処理を実施する必要がなくなり、支給漏れの可能性は低くなった。</p> <p>また、ダブルチェックに際しても地区担当ごとの全件チェックリストを使用することで、支給漏れや支給誤りを防ぐ体制を整備した。</p>